

事務連絡  
令和3年4月15日

名護市立小中学校  
保護者 各位

名護市教育委員会  
教育長 岸本 敏孝  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る家庭での健康観察について (依頼)

平素より、本市の学校教育にご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、子ども達のマスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭での感染予防にご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、沖縄県内では、新型コロナウイルス新規感染者数が増加傾向にあり、県の警戒レベルが最高の「第4段階(感染まん延期)」に引き上げられると共に、名護市を含む本島9市が「まん延防止等重点措置」の適用対象地域として指定されている状況にあります。

学校においては、児童生徒等に陽性者が発生した場合、周囲の児童生徒等が濃厚接触者と判断されたり、学級、学年又は学校閉鎖が実施される可能性があります。子ども達が安心して学校生活を送れるよう保護者の皆様におかれましては、引き続きご家庭での感染予防にご協力頂くと共に、特に下記項目について対応していただきますようお願い致します。

記

- 1 児童生徒については、ご家庭での検温と風邪症状の確認を引き続き行い、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底し、かかりつけ医や医療機関に受診するようお願いします。
- 2 名護市内で感染が見られる状況で、同居の家族に風邪の症状が見られる場合は、児童生徒に症状がない場合でも、登校させないようにしてください。

【風邪の症状とは】

発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のことをいいます。但し、鼻汁など基礎疾患の症状である場合を除きます。